

## 入善町ごみ集積ステーション等設置事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、入善町補助金等交付規則（以下「規則」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、入善町ごみ集積ステーション等設置事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において入善町ごみ集積ステーション等設置事業とは、地区及び町内会等（以下「町内会等」という。）が実施するごみ集積ステーション及び資源物集積容器等の設置にかかる事業をいう。

### (補助金の交付)

第3条 町長は、ごみ集積ステーション等設置事業に要する経費に対してのみ、町内会等に、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。ただし、町長が特別の設置事由があると認めたととき、その都度、協議するものとする。

### (補助金の交付基準)

第4条 補助金の交付額は、製作経費及び20,000円以上の修繕費に対し、2分の1の補助率とし、1基150,000円を限度額とする。

### (交付申請書)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) ごみ集積ステーション等設置事業計画書（様式第2号）
- (2) ごみ集積ステーション等設置事業収支予算書（様式第3号）
- (3) ごみ集積ステーション等位置図
- (4) ごみ集積ステーション等設置事業見積書の写し

(補助金の交付決定通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、必要事項を調査し、補助金の交付を適当と認めるときは、ごみ集積ステーション等設置事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、又は、不適当と認めるときは、ごみ集積ステーション等設置事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)申請者に通知するものとする。

(事業完了届の提出)

第7条 前条の交付決定通知を受けた者が事業を完了したときは、遅滞なく次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) ごみ集積ステーション等設置事業完了届(様式第6号)
- (2) ごみ集積ステーション等設置事業実績書(様式第7号)
- (3) ごみ集積ステーション等設置事業収支決算書(様式第8号)
- (4) ごみ集積ステーション等の構造図及び設置状況写真
- (5) ごみ集積ステーション等設置事業領収書の写し

附 則

この告示は、平成22年4月1日から適用する。